

論文

TRIPS 協定下における環境 保全型技術移転⁽¹⁾の課題

岩田 伸人

キーワード

TRIPS協定
技術移転
環境保全
京都議定書

目次

はじめに

1. DDAにおける技術移転
 2. DDAの経緯と交渉分野
 3. DDA閣僚宣言における技術移転・・・2001年
 4. WTO香港閣僚会議における技術移転・・・2005年
 5. WTOと市場経済
 6. 技術移転の経路
 7. WTOルール適用の問題
 8. WTOの環境規定
 9. 持続的開発へのパラダイム・シフト
 10. 開発途上国と後発開発途上国
 11. WTO とGATT1947
 12. 資源の有限性と技術移転
 13. TRIPS協定の目的
 14. 技術移転の義務づけ
 15. 後発途上国(LDCs)と先進国
 16. TRIPS協定第66条と後発開発途上国
 17. 仮説の検討
- おわりに (むすびに代えて)

はじめに

本稿では、TRIPS 協定の下で、後発開発途上国（以下「後発途上国」と呼称。）へ環境保全型の技術移転（technology transfer）を行うよう先進国に対して義務付けることが WTO ルール整合的か否かについて考察する⁽²⁾（以下では、特に断らない限り後発開発途上国および開発途上国を総称して「途上国」と記すが、TRIPS 協定との関連では、後発開発途上国と開発途上国を区分して明記する）。

WTO で検討されている“知的所有権と技術移転”の問題に係わる WTO 隣接の国際機関は、WIPO である（World Intellectual Property Organization, 1970 年設立）。⁽³⁾

なお、本稿の後半では、次の六つの仮説について検討する。

仮説 1) 「国際的な市場の寡占化・独占化による先進国と途上国の格差を是正するためには、技術移転が必要である」、2) 「WTO 下の国際市場と国々の国内市場の間にある制度上の齟齬を是正するために技術移転が必要である」、3) 「途上国への開発支援策の一環として、先進国からの技術移転が必要である」4) 「WTO 法の欠陥を補うためには、技術移転が必要である」、5) 「WTO 多国間交渉（DDA）をスムーズに進展させるためには、先進国が途上国へ“技術移転”を行う必要がある」、6) 「“持続的開発の目的”の下で、途上国が資源を“最適に利用”するためには先進国からの技術移転が望ましい」。

以上六つの仮説は、GATT 以来の伝統である相互主義、および実利主義に基づく各国のこれまでの対応を見れば、いずれも非現実的とはいえない。以下では、現行の WGTTP（貿易と技術移転作業部会）における先進国と途上国それぞれの報告文書をもとに、実際の意見対立がどこにあるのかを考察する。

1. DDA における技術移転

2001 年 11 月に開催された WTO の第 4 回ドーハ閣僚会議⁽⁵⁾において新ラウンドのスタートが宣言され、当時のムーア WTO 事務局長の提案通り“ドーハ開発アジェンダ”と呼称されることになった。その名の通り途上国の「開発」も視野に入れた多国間貿易交渉という位置づけである⁽⁴⁾。その宣言文（ドーハ閣僚宣言, para.37）⁽⁶⁾には、技術移転の問題を検討するために、WTO 一般理事会の下に「貿易と技術移転に関する作業部会」（Working Group on Trade and Transfer of technology：以下「WGTTP」）を設置し、同作業部会において“貿易と技術移転の関係、および WTO ルール下で途上国向け技術移転の促進を勧告することの可能性”につき検討し、その結果を 2003 年 9 月の第 5 回 WTO 閣僚会議において報告することとされた⁽⁷⁾。

しかし、十分な成果は得られず、2004年のWTO一般理事会で報告された後に、同作業部会（WGTTT）で計三回の公式会合（2005年4月11日、7月6日、10月11日）⁽⁸⁾が開催されたものの、結論が出なかったため、引き続き検討されることになった⁽⁹⁾。

上記2005年に開催されたWGTTTの計三回の公式会合では、UNCTADから、(i)「Facilitating Transfer of Technology to Developing Countries: A Survey of Home Country Measures」、(ii)「A Case Study on the Electronics Industry in Thailand」、(iii)「Taxation and Technology Transfer」の三つの報告があった⁽¹⁰⁾。特に上記(i)は、技術移転を受け入れる国（ホスト国）の役割が重要であること、(ii)は、受け入れ国政府の輸出促進措置が先進国企業からの技術移転の増大に寄与したこと、(iii)は、技術の受け入れ国政府が、税制度上の優遇措置をとるならば外国からの技術移転が促進されることが報告された。

参加国の間では、「貿易と技術移転の問題は複雑で、国々の理解も不十分であり、2005年12月のWTO香港閣僚会議で何らかの勧告を行うまでには至らない」⁽¹¹⁾との見方が広まり、今後もドーハ閣僚宣言（para.37）⁽¹²⁾のマンデートの下で、引き続き検討を行う⁽¹³⁾旨の方針が出された。

2. DDAの経緯と交渉分野

GATT下で開催された第1回（ジュネーブ：1947年）から第8回（ウルグアイラウンド：1986-94年）までの交渉は、関税引き下げを中心とする多国間交渉であったが（同ラウンドでは、関税引き下げ交渉に加えWTO設立交渉を伴った。）、第9回（ドーハ開発ラウンド）は、ウルグアイラウンドの際に積み残された「農業」と「サービス」「NAMA（非農産物市場アクセス）」の三交渉分野を核としながらも、多数派となった途上国への配慮から交渉の名称に“開発”（development）という文言が加わった。これら三分野に加えて、「開発」、「ルール」、「貿易円滑化」、「TIPS」及び「貿易と環境」も交渉分野とされたもののTRIPSと環境については変化が見られない。

農業分野については「論点の三角形（the triangle of issues）」と呼ばれる「国内支持」「輸出競争」および「市場アクセス」の三つの問題について交渉が主要6カ国（G6：豪州、ブラジル、EU、インド、日本、米国）の間で継続されている。特に「市場アクセス」では、関税の削減率をめぐる交渉が進められているものの、それ以前のラウンドに比べて関税引き下げ交渉の比重は小さい（我が国を含むG10の国々は、関税引き下げの階層を四つに分け、各階層の境目となる関税引き下げ率を、先進国がそれぞれ20%、50%、70%、途上国は30%、

70%、100%とする提案を行ったが、米国は、先進国と途上国を区別せずに、20%、40%、60%の三つに分けて交渉するよう主張した。

他方、サービス分野交渉については、リクエスト・オファー方式に見られるようにサービス分野の複雑さと多様性のため、および DDA 交渉が実質的に農業分野に集中していることから今だ進展が見られない。

3. DDA 閣僚宣言における技術移転・・・2001 年

2001 年ドーハ閣僚会議⁽¹⁵⁾の最終日に出された閣僚宣言 (para.37) には、技術移転について明記された。最終的に、作業部会 (下記: WGT TT) の設置が確定し、同部会では WTO 加盟国および関連の国際機関からの報告の内容について検討することになった。なお続く香港関係会議では、次の二点が技術移転にかかわる事項であった。

第一に、TRIPS 協定の第 66 条 2 項は、先進国に後発途上国向けの技術移転を義務付ける強制規定 (mandatory) であるので、「先進国の義務の履行」を監視する仕組みを TRIPS 理事会が設けること、および先進国政府が技術移転のためのインセンティブを自国 (先進国) の企業へ与えることにつき 2002 年末までに報告書を提出すること、⁽¹⁷⁾。第二に、技術移転の対象は後発開発途上国 (LDCs) のみでなく開発途上国も含まれることが望ましいこと、および貿易と技術移転との関係を「技術移転と貿易に関する作業部会」(Working Group on Trade and Transfer of Technology: WGT TT) で検討することが確認された⁽¹⁸⁾。

4. WTO 香港閣僚会議における技術移転・・・2005 年

香港閣僚会議 (2005 年 12 月 13 ～ 19 日) の交渉議題プログラムが、ウェブ上で公開され、同閣僚会議の開始直前まで数回にわたってその内容が改正されたが、骨格は当初のままであった。

最新版 (2005 年 12 月 7 日) は全体で 42 ページから成り、大半が附属資料 (A ～ F) で、本体は約 10 ページに過ぎなかった。

その内容は、農業、綿花、NAMA、サービス、貿易ルール (AD、および漁業補助金を含む補助金相殺措置)、TRIPS、環境、貿易円滑化、DSU、S&D 待遇、履行 (implementation)、TRIPS & 公衆衛生、小国 (Small Economies)、貿易と技術移転 (Trade & Transfer of Technology)、電子商取引 (E-commerce)、LDCs、技術協力 (Technical Cooperation)、貿易のための援助 (Aid for Trade)、などにかかわる事項であった。

同プログラムの中で、技術移転の問題に言及する部分 (*Trade & Transfer of*

Technology) は DDA 閣僚宣言 (2001 年) 時に選択された文言のままであり、下記のように極めて短かく、WGTTT の検討内容については、ほとんど議論されなかった。

37. We take note of the report transmitted by the General Council on the work undertaken and progress made in the examination of the relationship between trade and transfer of technology and on the consideration of any possible recommendations on steps that might be taken within the mandate of the WTO to increase flows of technology to developing countries. Recognizing the relevance of the relationship between trade and transfer of technology to the development dimension of the Doha Work Program and building on the work carried out to date, we agree that this work shall continue on the basis of the mandate contained in paragraph 37 of the Doha Ministerial Declaration. We instruct the General Council to report further to our next Session.

以上のように DDA 閣僚宣言文では、技術移転の対象として、一般的な途上国 (developing countries) と記しているのみで、後発開発途上国に限定していない。

5. WTO と市場経済

自由貿易の維持・拡大を目指す国際機関である WTO (World Trade Organization) では、グローバルな完全競争市場に近い「市場経済」を前提としている。これを支える内国民待遇原則 (NT) および最恵国待遇原則 (MFN) は、GATT・WTO 体制下における民間企業の自由かつ無差別な貿易取引に不可欠とされる。

本稿で扱う TRIPS 協定 (第 66 条、67 条) の“技術移転・技術協力” (以下、総称して「技術移転」と記す。) ルールは、先進国に対して開発途上国・後発開発途上国向けにその履行を義務づけており、内国民待遇および最恵国待遇の原則の下で、自由かつ無差別な自由貿易の維持・強化を目指す WTO の市場経済指向に鑑みれば、やや異質である。

市場経済の下、技術の海外移転は民間企業の競争の過程で発生するものである。よって、政府や国際機関・国際条約がこれを強制または排除することは、民間企業のビジネス意欲を削ぐことになる。

他方で、WTO ルールには、市場経済とは相容れない例外規定 (exceptions)

が幾つかある。例えば、先進国と開発途上国・後発開発途上国の間の格差是正を目的とする一般特惠制度（GSP）、輸入急増による国内産業の損害を一時的に回避するための輸入制限を認めるセーフガード（SG）、輸出国側のダンピング輸出に対抗する措置としての輸入関税の賦課を認めるアンチダンピング（AD）、さらに自国内の環境保全を理由とする輸入制限を認める GATT 第 20 条（General Exception）などがある⁽¹⁹⁾。

もし、技術移転の履行義務が、WTO ルールの例外規定のひとつであるならば、それに基づく技術移転は、WTO 上、何らは問題とならない。

6. 技術移転の経路

OECD（2002）は、技術移転の経路（channels）として次の 3 つを想定している。

第一は、国際貿易を介して技術移転が行われる経路であり、例えば企業が製品を輸出する際に、海外の技術によって生産された中間財を輸入し、これを組み込んで最終的な完成品として海外市場に供給する場合である。

この経路は、主に先進国の技術で生産されたものを「中間財」として途上国が輸入する場合であり、先進国の企業が途上国の現地子会社との間で行う産業内貿易（intra-industry）において見られる。

第二は、FDI（Foreign Direct Investment：海外直接投資）を介して行われる経路であり、企業自らが保有する技術を利用して海外で生産を行う場合である。FDI による技術移転は、同時に経営ノウハウや技術知識の移転も伴う。特に MNE（multinational enterprises：多国籍企業）では、技術が多国籍企業のグループ内で取引される（企業内貿易）場合と、市場を介して企業グループ外から調達される場合とがある。

第三は、自社の技術が海外の他社へライセンス（license）として貸与することを通じて移転される経路である。輸入国側に関税・非関税障壁があるために財の輸出のみでは利益を確保しにくいケース、さらに現地企業（技術の受け手）の利益を大きくすることが技術供与企業（技術の貸し手）の利益確保にもなるケースなどでは、ライセンスの貸与を介する経路によって技術移転が生じる。

7. WTO ルール適用の問題

本稿では、WTO 加盟国間の貿易関連措置を検討するために、WTO ルールの適用範囲を次のように整理する。

第一に、WTO ルールの対象は、政府の国境措置（例えば輸出補助金や輸入関

税など)であり、国内措置(法人税や消費税など)は含まれない。他方、生産補助金や所得補償などの国内措置は、結果的にそれらが国際貿易へ影響を与える場合(例えば、輸出国を政府による国内農業者への所得補償が原因となって、輸入国の政府がWTOに提訴した場合。)、WTOルールが適用される。

第二に、WTOルールは、国々の民間企業が取り決める個別の国際取引ルールを拘束するものではない。ただし、民間企業が行政指導などによる政府の措置に従って取り決めや申し合わせを定め、これが原因となって相手国に貿易損失を与えてしまった場合には、WTOルールが適用される(参考:「日米コダック・富士フィルム紛争」)。

第三に、貿易の拡大に伴って発生する環境問題への対策としての国境措置には、WTOルールとMEAs(多国間環境協定)の両方の適用が有り得る。しかし、MEAsによる措置が、貿易にマイナスの影響を及ぼす場合には、WTOルールが優先される可能性がある(参考:「米EUのホルモン牛紛争」および「カルタヘナ議定書」)⁽²⁰⁾。

8. WTOの環境規定

GATT時代(1948～94年)の環境関連規定は、GATT第20条(b)「人、動物または植物の生命または健康の保護のために必要な措置」、および(g)「有限天然資源(exhaustible natural resources)の保存に関する措置」のみであった。特に同(g)項は、輸入国が有限天然資源や絶滅の危機ある動植物の保護のために行う輸入制限措置の適用にも援用されてきた。

その後、ウルグアイラウンド(1986～94年)の実質的な終決が間近い1991年の、WTO協定案の検討段階(ブラッセル草案)において、環境問題がサービス貿易に絡んで発生した場合には、GATS第14条(b) (“人および動物又は植物の生命又は健康を保護するための必要な措置”)の適用で対処できるという意見と、同14条(b)は国内の自然景観(landscape)を含む環境保全の問題に対処し切れないなどの意見が出された。

協定案の最終検討段階で、同14条(b)の「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」には、“環境”の保護にとって必要な措置が含まれること、および同措置は内国民待遇原則に基づいて実施されるべきことが合意された。これら以外にも、WTOの諸協定の中で環境保全にかかわるルールが幾つか設けられた。

9. 持続的開発へのパラダイム・シフト

過去において、GATT・WTO でも地球温暖化の問題は議論されていたが、もっぱら市場経済の下で企業の競争的活動を阻害しない程度での議論であった。

これは、地球環境の保全に関わる国際機関・協定（MEAs）が多数存在するので、WTO で環境改善の保全措置について議論する必要性がなかったためである（有害廃棄物の越境取引は「バーゼル条約」、絶滅の危機に瀕する生物の保護は「ワシントン条約」など）。

WTO の発足に近い 1992 年の国連主催による地球サミットにおいて、「持続的開発」（sustainable development）の理念が合意された。

これを受けて、1995 年に発足した WTO 設立協定の前文に、「持続的開発の目的」に沿う貿易を加盟国へ求めることが明記された。国際貿易体制は、それまでの貿易重視型の GATT（正確には「GATT1947」）から、環境保全も視野に入れた WTO へとパラダイムシフトした。

EU はこの「持続的開発」を根拠として、途上国への技術移転（technology transfer）は環境保全を目的とするならば WTO ルール整合的であると主張する。他方、途上国側は、自国内の経済成長を目的とした技術移転を行うよう先進国側へ要求している。さらに途上国側は、ウルグアイ・ラウンド時に先進国側が途上国へ技術移転の実施を約束していながら、未だに履行されていないと主張する。

WTO ではこの履行問題（implementation issues）の議論終結の年を 2002 年としたが未決着のままである。

通常、履行問題とは、WTO 協定の下で加盟国が、関税引き下げなどを即時または一定期間内に実施することを約束していながら、実際には履行されていないことの問題を指す。このこともあって先進国は途上国のキャパシティ・ビルディング（協定履行能力の向上）を支援する措置をとってきた経緯がある。

10. 開発途上国と後発開発途上国

TRIPS 協定の第 66 条で定める「技術移転」の受け入れ対象国は、開発途上国ではなく後発開発途上国（LDCs）である。

国々が WTO へ加盟申請する際、「先進国」と「開発途上国」（developing countries）のいずれの地位で加盟するかは、自己申告によるとされる。“開発途上国”の地位で WTO に加盟した国は、次に国連の指標（一人当たり年間所得）に照らして、開発途上国（developing countries: DCs）か後発開発途上国（Least developed countries: LDCs）のいずれかに区分される。後発開発途上国から開

発途上国への地位の格上げもまた、国連が定める指標に照らして自動的に行われるが、開発途上国から先進国の地位への移行は、当該の開発途上国が自己申告しない限り成立しない。開発途上国は、自らを“開発途上国”の地位に留める限り、関税上の優遇措置を受けられるために、「先進国」の地位へ移行する途上国は少ない。これはGATT時代より「卒業問題」と呼ばれる。

11. WTO と GATT1947

WTO と、その前身「GATT1947」（1948～94年）は、ともに、国際貿易における関税および非関税措置の削減・撤廃によって、加盟国の経済的な繁栄を目指している。両者はともに無差別原則（MFN & NT）を前提としているが、次の四つの相違点がある。

第一に、GATT1947の対象は財（goods）の分野だけであったのに対し、WTOは、財・サービス・知的所有権（知的財産権ともいう。）の三分野を対象としている点である。

さらに、GATT1947では、生産プロセスおよび生産方法（Processes and Production Methods：以下“PPMs”と記す、TBT協定「付属書一」参照。）が異なっても、財そのものがGATT・WTOで言う「同種産品」（like products）であるならば、輸入国は無差別原則に従い、それらを等しく扱わねばならなかった。だがWTO時代になると、同種産品であっても、ISO・IECなど国際的に認知された取り決めの規格・基準に沿って財・サービスを優遇する差別的な措置が認められることになった。さらにGATTとの大きな違いは、製品非関連PPMsに関わる国際規格・基準を根拠とする差別的な輸入がWTO整合的となることである（製品非関連PPMsは、GATT時代は協定の管轄外であった）。これは、WTO加盟国がSPS協定・TBT協定の⁽²¹⁾推奨するCODEXやISO・IECのような国際基準・国際規格を採用した場合のみである。

第二に、GATT1947は、世界資源の「完全な利用」（full use）を前提としているのに対し、WTOでは、世界資源を持続的開発（sustainable development）の目的のために「最適に利用」（optimal use）するよう謳っている点にある。この観点からすれば、地球資源の“最適利用”に資する技術（テクノロジー）が先進国から途上国へ移転されることは、WTO整合的と言える。

これは、UNCED（国連環境開発会議）の下で1992年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「地球サミット」⁽²²⁾において、国々が地球資源の有限性を認めたことに拠る。

12. 資源の有限性と技術移転

グローバルな視点での天然資源と技術移転の関係は、当該の天然資源を無限か有限のいずれと扱うかによって異なる。天然資源が無限であるならば、これを数量制限や価格調整で貿易に制限を加えることは無意味であり、資源節約的または環境保全的な技術移転の必要性も生じない。

他方、天然資源が有限ならば、政府や（WTO や MEAs のような）国際組織の下で、資源貿易を規制する措置や、天然資源を持続可能な状態で利用することを可能にする技術を先進国から途上国へ移転させることは意味がある。それによって多少の貿易差別効果が生じても WTO ルール整合的となる可能性がある。

第三に、GATT1947 は、多角的貿易ルールの例外として GATT 第 20 条（b）項に環境（environment）の保全・保護について定めたのみであったが、WTO 設立協定の前文は「環境を保護・保全すること」をすべての加盟国へ求めている点である（従来の GATT 第 20 条（b）項と完全に同じ文言が WTO ルールの GATS 第 14 条にも設けられている）。

第四は、先進国による途上国への“配慮”に関わるものである。GATT（GATT 1947）ルールでは、先進国からの一般特惠関税制度（Generalized System of Preferences：以下「GSP」）に基づく関税優遇措置が中心であったのが、WTO ルールでは、これに加えて技術支援（technical assistance）などの非関税措置的な支援を促すルールが WTO 設立協定および TRIPS 協定その他に見られる。

2005 年 11 月の WTO 香港閣僚会議で日本政府は、先進国が後発途上国から産品を輸入する場合、輸入関税ゼロ・輸入枠撤廃（いわゆる「無税・無枠での輸入」）を行う案を提唱した⁽²⁵⁾（2005 年 10 月現在、この対象となる後発開発途上国は 49 カ国）。

GSP（上記）は、開発途上国の輸出所得や工業化・経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特惠税率）を適用することを定めた制度である。1964 年の第一回 UNCTAD 会合で、南北問題解決の手段として先進国から開発途上国に対し一方的（片務的）に便益を与える特別の措置として検討がなされ、UNCTAD の初代事務局長ラウル・プレビッシュによって提唱され、1968 年の第二回目会合で採択された。日本は 1971 年から実施している。

13. TRIPs 協定の目的

TRIPS 協定は、知的所有権ルールのグローバルな標準化・平準化について定

めているが、その中で新技術の創作者（供給側）と利用者（需要側）の利益バランス、および先進国から途上国・後発途上国への既存技術の移転や技術協力についても言及している。下記。

第7条 目的

「知的所有権（intellectual property right）の保護および行使は、技術的知見（technological knowledge）の創作者および使用者の相互の利益となるような並びに社会的及び経済的福祉（social and economic welfare）の向上に役立つ方法による技術革新の促進並びに技術の移転及び普及（the transfer and dissemination of technology）に資するべきであり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである」

OECD（2004）によれば、TRIPS協定の目的は知的所有権の保護水準をグローバルに平準化することであるが、環境保全効果をもつ技術移転の促進に寄与するものであるか否かは不明であるという。

実際のところ、パテントで保護されていない環境保全型技術は多いために、TRIPS協定の発効によって、環境保全型技術の後発開発途上国向け移転が困難になったとは考え難い。また企業のグローバル競争が激化するにつれ、技術それ自体の標準化とともに陳腐化のスピードも速まっている⁽²⁴⁾。

このような場合、先進国の企業は、競争相手企業がパテントを侵害（模倣）するリスクを十分に承知した上で製品を販売・輸出しているはずである。

後発開発途上国が、先進国からパテントで保護された技術や製品を輸入するとしても、主要な貿易障壁はパテント使用料（ロイヤルティー）ではなく、工場設置や機械設備の導入に伴うコスト（資本投資）の可能性もある⁽²⁵⁾。

TRIPS協定は、WTO加盟国間における知的所有権（IPRs）のミニマム保護水準を定めて、これを国際的に平準化することを目的と定める一方、同協定第66条は、先進国に対して後発開発途上国へ技術移転を促すための誘因（インセンティブ）を確保するよう求めている。

14. 技術移転の義務づけ

TRIPS協定の第66条2項は、先進国が後発途上国へ技術移転を行うべき（shall・・・）と定めている。この点は現行のDDAで、先進国が行うべき「履行問題（implementation issues）」の一つとして議論されている（既述）⁽²⁶⁾。

WTO事務局のウェブサイトは、履行問題⁽²⁷⁾の項目として次の14項目を挙

げている。

① GATT1994 (*Article VIII, para. 2(d) of Article XIII*)、②農業 (Agriculture Agreement: *Article 10.2, etc.*)、③SPS措置 (Sanitary and phytosanitary measures: *SPS Agreement: Article 4, 10.2, 12.7*)、④繊維 (Textiles and clothing)、⑤TBT措置 (*TBT Agreement para 12 of Article 2, etc.*)、⑥投資措置 (Trade-related investment measures: *TRIMS article 5.3*)、⑦アンチダンピング (Anti-dumping : *GATT Article VI*)、⑧関税評価 (Customs valuation: *GATT Article VII*)、⑨原産地規則 (*Rules of origin: Article 2 and 5*)、⑩補助金措置 (Subsidies and countervailing measures: *Annex VII(b)*)、⑪知的所有権 (*TRIPS, Article 66.2*, etc)、⑫Cross-cutting issues、⑬未解決の履行問題、⑭その他。

これらのうち、技術移転に関わる実施問題は、⑪である。

技術移転の問題は、TRIPS 協定⁽²⁸⁾の第66条2項において、先進国に対して後発途上国向けの技術移転を義務付けていることに起因するものであり、WTOの「技術移転と貿易作業部会」(WGTTT)で検討されている(前述)⁽²⁹⁾。

TRIPS 協定の中には、知的財産権 (IPRs) の保護と貿易促進を目的としながらも、自国民の健康と安全を守るためであれば、知的財産権に対して当該国政府が強制措置 (compulsory measures) をとることができることを定めた例外ルールも設けられている。

TRIPS 協定第 66 条 2 項：

先進国は、後発開発途上加盟国が健全で存立可能な (a sound and viable) 技術的ベースを創出できるようにするために、それらの国々へ技術移転を促進かつ奨励する目的で、先進加盟国内にある企業および機関にインセンティブ (incentives) を与えねばならない

(下線は筆者)

上記のように、TRIPS 協定第 66 条 2 項は、技術移転を先進国政府へ義務付けているのではなく、先進国内の民間企業および機関から後発途上国へ技術移転が促進される“インセンティブ”を与えることを先進国政府に対して強制 (mandatory) している点に注意する必要がある⁽³⁰⁾。

なお、同条にある二つの曖昧な概念、すなわち「健全で存立可能な (a sound and viable) 技術」および「インセンティブ (incentive)」をめぐって、先進国と後発途上国の間に見解の相違が見られる。

他方、TRIPS 協定 67 条 (技術協力) に定めている“技術支援”または“技術指導”が伴う場合には、必然的に研究者や熟練技術者の国外移動、つまり「人の

移動」が発生する。これはGATS（サービス貿易協定）でいうところの「モード4」に関わる。また、技術移転が、途上国への直接投資（FDI）との関連で実施されるならば、TRIMs協定が関連する。一般に、国内のインフラが未整備な途上国は、先進国からの技術移転を伴う直接投資を積極的に受け入れようとする。

15. 後発途上国（LDCs）と先進国

作業部会（WGTTT、前出）に提出された技術移転に関わる国々の主張は、途上国と先進国の間で異なる。

後発途上国は、自国の「経済成長」に寄与する技術移転を先進国側へ求めている。

他方、EU（欧州連合）は、途上国への技術移転が、WTO協定前文にある「持続的開発」の目的に沿って行われるべきと主張するとともに、①技術移転の定義、②技術移転のパターン、③技術移転の評価（アセスメント）の三点につき作業部会で検討するよう提案した。

EUは技術移転の論点を整理するために、次の三つのチャンネル（A,B,C）に分けている。

チャンネルAは、工業製品の輸出を介して行われる技術移転である。先進国から後発途上国へ輸出される財には、標準化・規格化された技術を組み込んだ工業製品がある。それら内部化された技術は、当該製品を輸入した後発途上国へ伝播され現地市場に浸透して、自由貿易が拡大されるほど活発化することになる。その際、当該製品が現地の後発途上国で生産されるならば、直接投資（FDI）の増大とともにWTOのTRIM協定も関わってくる。

チャンネルBは、パテントやノウハウだけの移動であり、技術受入国（途上国）の知的所有権の保護ルールが整備されている場合にのみ、先進国からの技術移転が促進される。これにはWTOのTRIPS協定が適用される。

チャンネルCは、先進国から後発途上国に向けた技術者や熟練労働者などの「人の移動」を伴う技術移転である。移転される技術が高度であるほど、後発途上国の側には当該技術ノウハウを修得するための人材教育や人材開発などのいわゆる「キャパシティ・ビルディング」（Capacity building）が伴うからである。このような「人の移動」には、WTOサービス協定（GATS）のモード4が適用される。

16. TRIPS協定第66条と後発開発途上国

既に述べたように、TRIPS協定第66条（後発開発途上加盟国）の第1項で定

めている技術移転の受入国とは、「開発途上国」でなく、「後発開発途上国」(Least-Developed Country Members)である。

TRIPS 協定の第 66 条の第 1 項によれば、「1 後発開発途上加盟国は、その特別のニーズ及び要求、経済上、財政上及び行政上の制約並びに存立可能な技術的基礎を創設するための柔軟性に関する必要にかんがみ、前条 1 に定めるところによりこの協定を適用する日から十年の期間、この協定（第三条から第五条までの規定を除く。）を適用することを要求されない。貿易関連知的所有権理事会は、後発開発途上加盟国の正当な理由のある要請に基づいて、この期間を延長することを認める。」として、後発開発途上国が、TRIPS 協定を一括承認せずとも WTO 違反とならない旨、定めている。他方、先進国および開発途上国は、他の諸協定とともに一括承認が原則である。

さらに、同協定第 66 条 2 項によれば、「2 先進加盟国は、後発開発途上加盟国が、健全かつ存立可能な技術的基礎 (a sound and viable technological base) を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供せねばならない。」として、後発開発途上国に対して、先進国が技術移転を促進すべく自国内の民間企業や組織に奨励措置 (incentives) を与えるべき (shall) と定めている。

このように、TRIPS 協定の第 66 条は、後発開発途上国に一定の優遇措置を与えており、最恵国待遇原則の例外ルールといえることができる。さらにここでの「健全かつ存立可能な技術基盤 (a sound and viable technological base)」とは、環境保全型でも先端的でもない社会基盤的な技術を指しているように推察される。

しかし、第 66 条と異なって、第 67 条では、「この協定の実施を促進するため、先進加盟国は、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国のために、要請に応じ、かつ、相互に合意した条件により、技術協力及び資金協力を提供する。その協力には、知的所有権の保護及び行使並びにその濫用の防止に関する法令の準備についての支援並びにこれらの事項に関連する国内の事務所及び機関の設立又は強化についての支援（人材の養成を含む。）を含む。」として、先進国による技術協力の対象国は、後発開発途上国のみでなく開発途上国も含まれるとしている。

以上のように、同じ TRIPS 協定の中で、66 条は後発開発途上国への「技術移転」、67 条は後発開発途上国と開発途上国への「技術協力」につきそれぞれ定めている。

17. 仮説の検討

前述のように、TRIPS 協定の第 66 条 2 項（前述）では、本来の市場メカニズムに基づく自由貿易の原理原則とは異なり、先進国に対して“技術移転”を半ば求めている。その視点からすれば、TRIPS 協定（66 条 2 項）は、自由貿易からの利益の源泉である比較優位（comparative advantages）を意図的に歪めてしまう恐れがある。それにも関わらず TRIPS 協定で技術移転を先進国に半ば強制している。これはなぜか。この理由を考察するために、以下では、本稿の冒頭に示した六つの仮説を検証する。

1) 世界市場の寡占・独占化

仮説 1：「国際的な市場の寡占化・独占化による先進国と途上国の格差を是正するためには、技術移転が必要である」。

民間企業が中心になって行う現実の国際貿易では、国際的な独占禁止法が存在しないこともあり、自由貿易の源泉となる比較優位が健全に機能するための“完全競争市場”が維持・確保され難い状況にある。

特に電気通信分野や IT・ハイテク分野などの知的所有権が関わる市場では、OECD 加盟国（EU、米国、日本、韓国など）のグローバル企業（多国籍企業）による寡占化・独占化が見られる。これを是正するための措置として技術移転が、GATT・WTO の無差別原則の例外として必要というのは、後発途上国側から見れば至極当然かもしれない。

しかし、仮に国際的な市場独占が存在するとしても、その是正措置として技術移転が不可欠か否か、技術移転を先進国に義務付ける必要性があるか否か、或いは技術移転に代わる他の代替案がある場合に、技術移転は免除されるのか否か、などについての考察が必要である。

ただしこれが正当化されるには、そもそも GATT・WTO は完全競争市場を是とするのか否かが問われねばならない。確かに、WTO 加盟の条件の一つは、国内において市場メカニズムが維持されることである。WTO 加盟約 150 カ国のうち 100 カ国が途上国・後発途上国である一方で、世界全体の貿易取引高（金額ベース）の約 8 割は米国、EU、日本および中国などによって占められている。このことに鑑みれば、特に競争力のない多くの途上国が、何らかのハンディキャップを先進国に要求することはあり得る。GATT 以来の特恵関税制度（GSP：Generalized System of Preference）取引もその一環と捉えられる。

2) 国内外市場の齟齬

仮説 2：「政府が管轄する国内市場と WTO 下の国際貿易の間にある制度上の

齟齬を是正するために技術移転が必要である」。

WTO（特に TBT 協定および SPS 協定）は、WTO 加盟国が既存の国際規格・国際基準（例えば、工業製品の品質や生産工程にかかわる ISO、食品・農産物の品質や安全性にかかわる CODEX 等）を用いるよう推奨している。当然、これらに順応できない非先進国（途上国および後発途上国）には、大きなコンプライアンス・コストが発生する。このコストを、先進国側が技術移転という形で負担すべきという主張が非先進国側から出されることはあり得る。というのも、グローバルな規格や基準の普及に大きな影響力をもつのは、明らかに先進国（政府機関および大企業）であり、それら国際規格・基準の策定段階においても、先進国の政府・民間企業の影響力は小さくない（ISO での国際基準策定の交渉でも、そのことは自明である）。

ただし、この仮説立証には、WTO の推奨する国際規格・基準が、多くの途上国にとって技術的に受け入れが困難なのか否かおよびコンプライアンス・コストの発生を証明せねばならない。

3) 途上国への開発支援

仮説 3：「途上国への開発支援策の一環として先進国からの技術移転が必要である」。

元来 GATT・WTO は、“市場メカニズム”に基づく自由競争を維持・促進するための制度的な国際インフラであり、政府による保護や支援のための措置は、一部の例外措置を除いて、これを認めてこなかった。

しかし、2001 年 11 月からスタートしたドーハ・ラウンドでは、その正式名称「Doha Development Agenda (DDA)」からも明らかなように、先進国には途上国の開発 (Development) を支援することが求められている。他方で、現実の DDA は当初の交渉議題の中でも農業分野と NAMA の自由化をめぐる多国間交渉へシフトしている。

すでに先進国は UNCTAD（国連貿易開発会議）⁽³¹⁾ との合意に基づいて最恵国待遇原則の例外として、GSP（特惠関税制度）を設けて、途上国からの輸入産品に対して通常より低い関税率を適用している。2007 年 4 月 1 日現在で、この恩恵を受けている途上国は 141 カ国である。

4) WTO 法と技術移転

仮説 4：「WTO 法の欠陥を補うために、技術移転が必要である」。

現行の WTO 法において、しばしば問題とあげられるのは、相殺関税 (AD)、補助金、およびセーフガードを定める諸協定に代表される「貿易救済措置」の分

野である。これらは、政府が自国内の関係者（主に産業界）の利益を確保・拡大するためには有効であるものの、WTO 紛争の案件にかかわって、貿易相手国の正常な利益を損なうという議論が見られる。2000年初頭からの4、5年間の間に、これら貿易救済措置に関連して発生した紛争案件は全体の約53%であった⁽³²⁾。

国際経済法としてのWTO法が、途上国側に経済的損失を与えているのならば、これを相殺するために先進国側が技術移転を行うことは、なんら問題とならず、WTO加盟国もこれを支持するはずである。

紛争案件は、先進国と途上国の対立構図ではない。例えば、相殺関税（AD）措置を頻繁に発動するのは、インド、米国、EU、アルゼンチン、中国、南アフリカなどの国々であるが、「技術移転」によってそれらが改善されることはあり得ない。

つまり、WTO法に内在する問題を補うために技術移転が必要とされることは有り得ないのである。また、このような理由による技術移転を正当化するほどのWTO文書も見当たらない。

仮説5：「WTO 多国間交渉を成功させるためには、先進国が途上国へ“技術移転”を行う必要がある」。

ウルグアイ・ラウンド交渉を実質的な終決に至らしめたのは、米国・EUの農業補助金問題の解決であった。他方で、GATT時代より今日のWTO交渉に至るまで、加盟国の間には、先進国グループと途上国グループの利害対立問題が常に潜在している。この潜在的な問題を解消するための一方策として、先進国が途上国へ“技術移転”を行うことによって先進国が途上国に何らかの譲歩を示す必要はあるに違いない。

GATT時代（1948～94年）においては、OECD加盟のいわゆる四極（EU、米国、カナダ、日本）が中心になって練り上げた貿易拡大のためのアイデアや具体案を、多国間交渉（ラウンド）にかけて、多くの非OECD加盟国（途上国および後発途上国）から合意を得るために、それら非OECD加盟国へ見返り措置を与えるというパターンが慣例として長く続いていた。ちなみに、WTO発足後も、先進国は、途上国へ財・サービスの自由化とともに、内国民待遇原則に基づく「直接投資」の自由化を途上国へ要求している。途上国はこれに消極的である。

仮説6：「“持続的開発の目的“の下で、途上国が資源を“最適に利用”するためには先進国からの技術移転が望ましい」。

限られた地球資源（有限天然資源）を有効に使うには、経済効率の良い環境配慮型の技術が必要である。また、環境汚染を未然に防止するためにも、効率の良い技術が特に途上国へ供与されることは、世界全体の厚生改善・環境保全にとっ

て望ましいはずである。

おわりに（むすびに代えて）

2007 年、インドネシアのバリ島で開催された国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP13）における議長案は、「途上国も温暖化ガスの排出削減努力を求め」とするものであったが、インドからは、「先進国からの技術移転と資金援助に基づく削減努力」との修正案が出され、これに中国も同調した。途上国側は「G77 + 中国」というグループで総称されるが、これも決して一枚岩ではない。

米国政府（ブッシュ大統領）は、2001 年に京都議定書から脱退したものの、米国内の世論に押されて、2025 年までに排出量を半減させると発表した。米国内では、東部 10 州で二酸化炭素の排出量制限への取り組み努力がなされる一方、西部 6 州では排出量取引を行う方向にある。米国では従来、共和党が「自由貿易と競争社会」、民主党が「国内雇用と環境問題」にそれぞれ力点を置いてきたが、今後はいずれの党が政権を獲得しても、米国の内外政策は排出量削減に向けたものにシフトするに違いない。

WTO の TRIPS 協定第 66 条は、MFN 原則の例外ルールであり、同 2 項で定めている「技術移転」の形態は、チャンネル B（上記）のような形態が望ましい。その際の技術移転は、「途上国の経済発展」と「地球環境の維持保全」の両方を満たす必要がある。

注

- (1) <http://www.ictsd.org/pubs/dohabriefings/dohall-tradetech.pdf>
- (2) そのために、まず WTO の理念および目的、WTO での「技術」および「技術移転」に係わる議論、および技術移転が国際貿易にどのような影響を与えるか、さらに技術移転が行われ難いのは何故か、などにつき考察する必要がある。
Cf.: WTO (12 December 2007) "WT/WGTTT/9", WTO (10 January 2008) "WT/WGTTT/M/22"
- (3) WIPO-WTO Joint Workshop on Intellectual Property Rights and Transfer of Technology (Geneva, November 17, 2003)
- (4) バスカル・ラミー WTO 事務局長は、公式発言 (6 Feb. 2008) の中で WTO が直面する課題を「貿易と成長」、「開発問題」、「地域主義」、「グローバリゼーション」、「グローバル・ガバナンス」の五つに区分している。その中で、技術移転 (technology transfer) は自由貿易の進展に伴って拡大すること、および途上国の開発には技術支援 (technical assistance) ・技術協力 (technical cooperation) が不可欠であり、DDA の開発理念に従って約 1 億ドルの技術支援プログラムを設けたこと、などに言及した。ただしこれらは、貿易促進のための援助 (the Aid-for-Trade initiative) であり、途上国・後発途上国の公的および私的な分野での SPS 基準をクリアするために必要な能力開発支援や産業調整コスト、社会的なセーフティネットの整備を対象と

したものであると述べた。これは、DDA 下における「技術移転」が、一般に言う経済利益を確保するための新技術または標準的技術の移転・伝播を指すのではなく、SPS 協定や TBT 協定などの WTO 諸協定を遵守するために必要な「最低基準をクリアするために必要な技術の移転や技術指導」を連想させる。

< http://www.wto.org/english/news_e/sppl_e/sppl85_e.htm >

- (5) 2001 年 9 月 11 日に発生した米国内テロ攻撃の結果、国々の WTO 交渉への結束が逆に強化されたとも伝えられる。
- (6) “TRADE AND TRANSFER OF TECHNOLOGY: We agree to an examination, in a Working Group under the auspices of the General Council, of the relationship between trade and transfer of technology, and of any possible recommendations on steps that might be taken within the mandate of the WTO to increase flows of technology to developing countries. The General Council shall report to the Fifth Session of the Ministerial Conference on progress in the examination.” WTO (20 Nov. 2001) “WT/MIN/(01)/DEC/1” para.37.
- (7) WTO ministerial Decision (14 November 2001) includes 14 topics. cf: WTO” WT/MIN(01)/17”
- (8) “the Working Group has held three formal sessions on 3 May 2004, 19 July 2004 and 10 November 2004. The Minutes of these meetings are contained in documents WT/WGTTT/M/8, WT/WGTTT/M/9 and WT/WGTTT/M/10 respectively.” WTO (1 Dec. 2004) “WT/WGTTT/6” para.2
- (9) WT/WGTTT/6
- (10) それぞれ (i) と (ii) は、WGTTT の第 11 回セッションで、(iii) は同第 12 回セッションで報告されている。第 12 回セッションでは、キューバからの報告が見られる。
- (11) “the Working Group should continue the work with a view to fulfilling the mandate contained in paragraph 37 of the Doha Ministerial Declaration.” cf: WTO (14 November 2005) “WT/WGTTT/7” p.4
- (12) WTO 香港閣僚会議閣僚宣言 ,para.43.
- (13) 具体的には、(1)Declaration on the TRIPS Agreement and public health、(2) Implementation-related issues and concerns (3) procedures for extensions under Article 27.4(4) Decision on waiver for EU-ACP Partnership Agreement、(5) Decision on EU transitional regime for banana imports の五つの事項にまとめられた。技術移転に関わるのは、上記の (2) である。
- (14) (1) は、HIV/AIDS の医薬品製造技術の強制ライセンス (compulsory licenses) に関わるものであり、両者はともに TRIPS 協定に関わる (現在 WTO では HIV/AIDS の問題と、「技術移転の履行問題」は、切り離して検討されている)。
- (15) 2001 年 11 月の第 4 回ドーハ閣僚会議で、WTO 一般理事会の下で技術移転と貿易に関する作業部会 (以下「WGTTT」と略記) が設置され、主に貿易と技術移転の関係、および途上国向けの技術移転を促進させるよう義務付ける (mandate) ことを勧告する可能性について検討することが合意された。そして一般理事会は、WGTTT の検討内容を閣僚理事会の第 5 セッションで報告することになった All Adopted on 14 November 2001.
- (16) “WT/MIN/(01)/DEC/1” para.37
- (17) WTO (20 November 2001) “WT/MIN(01)/17”
- (18) WTO (14 November 2005) “WT/WGTTT/7” para.1
- (19) 他にも例えば、FTA/EPA、GATT1994 の第 21 条および第 35 条、などがある。
- (20) 一般に「WTO」という場合には、マーケット・メカニズムに基づくグローバルな自由貿易の維持拡大を促すために設けられた政府間の「組織」(organization) と、

多数国間の「協定」(agreement)の意味の二つがある。

WTO 加盟国の間では、関係する国々の貿易利益を損なう効果のある「関税措置」や、補助金・数量制限などの「非関税措置」などの貿易措置、および輸出促進や輸入制限の効果を伴う「生産者補助金」などの国内措置の導入が原則として禁止されている。

(21) 両協定の前文参照。

(22) 地球サミット (Earth Summit) は、1992 年 6 月 3 日から 14 日までの 12 日間、ブラジルのリオデジャネイロで、約 180 の国と地域の政府代表と国連関連機関が参加して「環境と開発に関する国連会議」(国連環境開発会議:UNCED:United Nations Conference on Environment and Development)の別名である。同会議は、1980 年代より急速に拡大した地球規模の環境問題へ、国々が如何に取り組むべきかを主題として催された。その結果は、

①持続可能な開発を実現するための諸原則を規定した「環境と開発に関するリオ宣言」(通称「リオ宣言」)、②気候変動の国際的枠組み条約である「地球温暖化防止条約」、③地球規模での生物保護を目的とした「生物多様性保護条約」、④地球規模での森林保護を目的した「森林原則宣言」、⑤宣言の理念を実行するための行動計画である「アジェンダ 21」、の計五つの柱からなる。

(23) 日本経済新聞 (2005 年 12 月 17 日)。

(24) OECD(2004)

(25) OECD(2005) “COM/ENV/TD(2004)33/FINAL”

(26) 「実施問題」の中には、先進国が実施を約束していながら実際には行われていない問題が含まれる。2001 年の WTO シアトル閣僚会議が頓挫して以来、その後のジュネーブ会議において、“(約束していながら)実施されていない項目”として 100 を超える問題が出された。それ以来、実施問題は特に途上国にとっては関心ある問題となり、すべては貿易交渉委員会 (TNC) で統括して検討されることになった。2002 年 12 月、TNC が実施問題の交渉を検討 (レビュー) した際、進展が全くないこと、および、実施問題の交渉をめぐって混乱があることが判明し、実施問題は途上国と先進国の間で、他の問題を交渉する際の取り引き材料として使われてきた。

例えば、先進国が途上国に対して問題として指摘するローカル・コンテンツは TRIMs 協定の下では禁止されている。これに対して、途上国は 40 項目の提案をしている。ブラジルとインドがこれを TNC に提出しようとした際、カナダ、米国、EU などが、TRIM s 協定では文言の変更は許されないとしてブロックした。WTO スパチャイ事務局長 (当時) は、2002 年 12 月の TNC 会議で、実施問題について、(1) TNC での交渉を終了する、(2) TNC の作業グループに持ち帰る、(3) すべてを TNC に持ち込み、スパチャイが議長を務める、(4) TNC の交渉機関に持ち込む、(5) 交渉方法について交渉する、の 5 つのオプションを提案した。結局、最終的にスパチャイ事務局長自らが交渉方法について交渉することになった。その際、EU が実施問題の 1 つとして GI 問題を提案した。次いでインドが、全ての実施問題を一括して、TNC で交渉すべきだと発言し、ブラジルがこれに賛成した。一方、米国、オーストラリア、カナダ、及びラテンアメリカ諸国は、これに反対した。実施問題のデッドラインは 2002 年 12 月とされていた。

(27) WT/WGTTT/W/9

(28) TRIPS 協定第 7 条。

(29) “先進国が途上国支援を行う約束をしたにも関わらず、未だに実施されていないことについては、ドーハ開発ラウンドのスタート以前から問題視されていた。

(30) *Trips Agreement Article 66.2 Least-Developed Country Members*

“Developed country Members shall provide incentives to enterprises and institutions

in their territories for the purpose of promoting and encouraging technology transfer to least-developed country Members in order to enable them to create a sound and viable technological base"

Article 66.2 is mandatory. But, it is clear that , the functions of governments of developed countries are not to transfer technology, but to provide incentive to enterprises and institutions of its own countries .In addition, there is one obscure phrase which is "a sound and viable technological base"

- (31) 国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development : UNCTAD) は、1960 年頃より、国家として独立した多くの開発途上国の国内経済と貿易の発展を目的に、国連の一機関として 1964 年 12 月に設置された。加盟国は 2004 年 11 月現在 192 カ国 (国連加盟国 + バチカン)。その後、地球サミットが開催された 1992 年、UNCTAD でも従来の南北問題を中心とした考え方から、地球環境への配慮などの新たな国際秩序の構築へと変化している。
- (32) WTO(2004) "*The future of the WTO*" (松本健・小杉文夫訳『WTO の将来』公正貿易センター pp.69-70)
- (33) 日経新聞 (2008 年 4 月 17 日付け)。